

## 罹災証明書・被災届出証明書交付申請書

宜野湾市長 宛

申請日: 令和〇年〇月〇日

申請者	住所	〒901-2710 宜野湾市野嵩1-1-1		電話番号(098) 123 - 4567
	ふりがな	ぎのわん たろう	生年月日	昭和 60 年 11 月 26 日
	氏名	宜野湾 太郎		
罹災者世帯の世帯主との関係		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯の親族 <input type="checkbox"/> その他( ) ※「その他」の場合には、裏面の委任状に記入が必要です。		

下記のとおり被害を受けましたので、証明書の交付を申請します。

罹災者世帯の世帯主	住所	〒 電話番号( ) -		
	ふりがな	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者住所と同じ		
世帯構成員 ※被災届出証明書の 場合は記入不要	氏名	氏名	続柄	年齢
		宜野湾 太郎	世帯主	39
		宜野湾 花子	妻	38
		宜野湾 一郎	子	11
		宜野湾 次郎	子	9
	宜野湾 千代子	母	75	
罹災原因	令和〇年〇月〇日に発生した台風第〇号による (例:〇年〇月〇日に発生した〇〇[災害名]に)			
被災住家※等の所在地	<input checked="" type="checkbox"/> 世帯主住所と同じ			
罹災物件 住家:罹災証明書 住家以外:被災届出証明書	<input checked="" type="checkbox"/> 住家 ( <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家(所有者名: ) )			
	<input checked="" type="checkbox"/> 非住家 ( <input checked="" type="checkbox"/> 構築物(塀、門扉等) <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 家財 <input type="checkbox"/> その他( ) )			
	<input type="checkbox"/> 車両 (メーカー: 車名: 標識番号: )			
住家※等の被害の状況	※被害の事実だけを箇条書きでご記入してください。(例:風で瓦が飛んだ。1階の床上1m程度浸水した。車が水没した。) 強風により窓ガラスが2枚割れた。窓枠も変形した。 強風で門扉が変形した。			
罹災証明書等の使用目的	<input type="checkbox"/> 被災者生活再建支援制度 <input type="checkbox"/> 災害救助法による応急救助 <input type="checkbox"/> 災害見舞金等 <input type="checkbox"/> 税等の減免 <input checked="" type="checkbox"/> 損害保険 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
自己判定方式の適否 (任意)	<input checked="" type="checkbox"/> 写真を用いた自己判定方式による罹災証明書の交付を希望する。(留意事項⑦必読) <input checked="" type="checkbox"/> 罹災証明書の被害の程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」となることに同意する。			

&lt;裏面へつづく&gt;

### 住家被害認定調査に係る固定資産課税台帳の内部利用への同意について

罹災証明書の迅速な交付のため、災害対策基本法第90条の2第2項に基づき、住家被害認定調査に必要な限度で、その保有する被災者の住家に関する情報(建物の所在・地番・床面積・構造・図面等)を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部利用することがあります。

上記のことについて、 同意する 同意しない

添付書類① (共通)	■申請者の本人確認書類(運転免許証、旅券、保険証等)の写し ※窓口で申請する際は本人確認書類の提示で問題ありません。
添付書類② (被災届出証明書・ 自己判定方式希望者)	■被害を受けた部分について、その内容が明らかになるような写真 (非住家・車両の場合又は自己判定方式希望者) ※罹災証明書(住家の被害)の場合は写真の提出は必須ではありません。
添付書類③ (自己判定方式希望者のみ)	■建物の全景写真(周囲4面、4枚以上) □表札の写真(無い場合は提出不要) ※自己判定方式を希望した場合に限り写真の添付が必要となります。
添付書類④ (罹災物件が借家のみ)	□賃貸契約書等の写し □住家被害調査の同意書(別紙1) ※借家の被害調査には所有者の同意が必要となります。

※提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

### <記入上の留意事項>

- ①申請者は、申請時に本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証、旅券、保険証等)の提示又は、その写しを添付し、「申請者」欄に住所、氏名、電話番号等を記入してください。
  - ②「罹災者世帯の世帯主との関係」欄で「その他」を選択した場合は、世帯主との関係及び委任状の記入が必要です。  
申請者が本人または同一世帯の親族である場合は委任状の記入は不要です。
  - ③「罹災者世帯の世帯主住所・氏名」欄にて、申請者の情報と同じ場合は「□申請者住所と同じ」「□申請者氏名と同じ」に☑を入れてください。証明書は世帯主の名前で発行されます。(罹災証明書には世帯構成員の氏名も記載されます。)
  - ④「世帯構成員」の欄には、世帯構成員を記入してください。(枠を超過する場合は新しい申請書に世帯構成員のみ記入)
  - ⑤「罹災原因」の欄には、罹災の原因を記入してください。例:「令和〇年〇月〇日の台風〇〇号の暴風・豪雨による」
  - ⑥「罹災物件」の欄は、「□住家」、「□非住家」、「□車両」の該当する項目に☑を入れてください。  
住家の場合は「罹災証明書」、住家以外の場合は「被災届出証明書」を交付いたします。  
借家の場合は所有者を記入し、別紙1「住家被害調査の同意書」を添付してください。
  - ⑦「自己判定方式の適否」欄には、軽微な被害(例:ガラスが割れた程度)で、写真による被害認定を希望し、「準半壊に至らない(一部損壊)」という判定結果に同意できる方は☑を入れてください。この場合、提出いただいた写真により被害認定を行い、職員による現地調査を行いません。現地調査を省略するため、罹災証明書の迅速な交付が可能ですが、被害の程度は「準半壊に至らない(一部損壊)」となります。※「準半壊」以上の判定にはなりません。  
なお、提出していただいた写真だけでは、被害の程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」と判断ができない場合は、通常の現地調査を実施し、その結果に基づいて判定を行います。
- ※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。  
(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

### 委任状

宜野湾市長宛

年 月 日

代理人の住所:

代理人の氏名:

私は、上記のものを代理人と定め、罹災証明書等の申請及び受領に関する一切の権限を委任します。

委任者  
(罹災者)

住所  
氏名

印

※自筆の署名の場合は押印不要